

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

### No.170 2019/6/4

#### 1 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

5月30日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等に標記通知を出した。これは、同日、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質として、農薬ビール酵母抽出グルカンを追加する告示が公布されたことによるものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000513777.pdf>

#### 2 平成31年度輸入食品等モニタリング計画の改正について（韓国産ヒラメ等に係る衛生対策の確保）公表

5月30日、医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室は、標記改正を公表した。

これは、夏の食中毒シーズンの到来にあたり、6月より、寄生虫のクドアによる食中毒が継続して発生している韓国産ヒラメなどを対象とする輸入鮮魚介類の検査を全国の検疫所で強化するため、本日、「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」を改正したもので、その主な内容は次の通り。また、平成31年度輸入食品等モニタリング計画の改正に関するQ&Aも掲載されている。

○韓国産ヒラメに対するKudoa septempunctata のモニタリング検査を輸入届出の20%から40%へ、2倍とする。

○生食用冷蔵むき身アカガイ、タイラギガイ、トリガイ、ウニに対する腸炎ビブリオのモニタリング検査を輸入届出の10%から20%へ、2倍とする。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000178994\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000178994_00003.html)

#### 3 食品ロスの削減の推進に関する法律の公布

5月31日、消費者庁長官は各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、同日「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されたことに伴うもので、施行は本年11月30日までに政令で定める日。その概要の主なものは次の通り。

- ・ 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示

- ・ 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
- ・ 国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力
- ・ 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・ 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote/pdf/promote\\_190531\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_190531_0001.pdf)

概要

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote/pdf/promote\\_190531\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_190531_0002.pdf)

#### 4 平成30年度食品表示に関する消費者意向調査報告書公表

5月31日、消費者庁は標記報告書を公表した。この調査は、消費者の食品表示制度に対する理解度等を調査し、その結果を分析することで、食品表示法等の関係法令やガイドライン等の定着状況を把握するとともに、消費者の食品表示に対するニーズを把握し、食品表示制度の見直しに役立てることを目的とするもので、調査対象者は10,000人。この中で、食品を選ぶとき、当該食品の「安全性」をどの程度意識することがあるかとの質問に、常に意識する又はよく意識する、の合計が、男性では61.2%、女性で74.5%となっている。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/research/2018/pdf/information\\_research\\_2018\\_190531\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2018/pdf/information_research_2018_190531_0001.pdf)